

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成24年9月7日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	山田新太郎	委員	高阪康彦
	委員	菊地久	委員	中村英子
	委員	吉田正昭		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 税務課長	服部康彦
	総務課長	江上文啓	民生部長	齋藤仁
	民生部長兼 環境課長	上田実	住民課長	村上勝芳
	産業建設部長	水野久夫	産業建設部長兼 土木課長	西川和彦
	教育長	石垣武雄	教育部長兼 教務課長	鈴木智久
	生涯学習課長	川合保		
職務のため出席した者	議長	中村英子	議事局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第48号 表彰について			

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして大変にありがとうございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明につきましてはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

それでは、補足説明はないということで、質疑はございますでしょうか。

○委員 山田新太郎君

表彰についてですけれども、たまたま僕の大学の同級生が経済学の教授やっております、この前、学士院賞をいただきまして、みんなでこの前、クラス会やって話ししておったら、文化勲章というのは年金がつくそうですね。学士院賞はという話になって、どうもつかないそうなんですけれども、僕も法律学んだときにはこの表彰については一切金銭の授受はないということを聞いておるんですけれども、念のため——ないとは思っておるんですよ——何かこれつくんですかね。例えばこれ点数が書いてありますよね。加算基準点数とか。これはどういう意味で何に評価されているんですか。

○総務課長 江上文啓君

お答えさせていただきます。

まず、換算基準年数でございますが、これはその隣にございます基準年数と書いてあるかと思えます。例えば、一番上はちょっとイレギュラーですので、次の2番目の一般表彰の非

常勤特別職多年在職、伊藤清敏さんにおかれましては、基準年数8年とあるかと思えます。換算基準年数が1.072とあるかと思えます。これは実は在職年数の8年7カ月を8年で割りますと1.072ということで、要は1.0以上が基準年数に達しているという、それだけの計算でございます。

先ほど申された金銭云々というお話ですけれども、年金だとかお金が出る、現金が出るといようなことはございません。

以上でございます。

○委員 山田新太郎君

退職金なんかは影響しますか。

○総務課長 江上文啓君

退職金とおっしゃられるのは、ひょっとして職員の関係でしょうか。職員の退職金にこの表彰を受けたからといって影響は全くございません。

(「つまり金銭に関しては一切もうないということ」の声あり)

金銭については一切ございません。

(「そうすると何のためにこういう基準点を書くんですか。設けるといのか」の声あり)

基準点というのは表彰の対象者の基準というルールが必要ですので。

(「ルールに当てはめるためにやる」の声あり)

そうです。そういう意味での基準ということです。よろしく願いいたします。

○委員 高阪康彦君

寄附のところの黒川さんというのは6,240万9,000円という寄附があるんですけども、用水路とか池沼や用悪水路、原野と書いてあるんですけども、これを寄附されたような背景といますか、あと金額もこれは、ということはこれ固定資産税が全部かかっているんですかね、こういうところは。この出された単価、6,240万9,000円、町がこれを例えば寄附されてどんなメリットがあるのかというようなことですね。

ちょっと、どうしてこの人が、管理できんで寄附されたのか、ありがたいことなんでしょう、そういう背景がわかればちょっと教えていただけませんか。

○産業建設部長 水野久夫君

黒川さんの件ですけれども、実は昨年、県道の蟹江・飛島線、新蟹江小学校から月見橋へ抜けてくる道ですけれども、夜寒橋の西側あたりを少し県のほうで整備をしていただきました。そのときに用地買収の必要がございまして、その用地買収の対象者がこの黒川さんでした。今、そちらのほうの用地の話はすんなり済みましたが、そういったお話をさせていただいておる中で、実は私は佐屋川の中に土地があるんですよ——うちのほうもその黒川さん持ちの土地があるということは把握しておりましたが、そういった話の中で、現況は

川の中ですので、持っておっても私が何かを使うというわけでもないし、実はこの方、今東京にお住まいですけれども、昔は川のすぐ横のあたりに今もおうちはございますが蟹江に住んでみえた方でして、いろいろ蟹江に対する思い入れというのか思い出が残っていて、水郷のそういった風景とか何かも好んでみえるわけです。だから、現状のままで町のほうで利用というのか、実際の遊水地のような機能を今、佐屋川は有しておるものですから、そういった形で、形を変えることではなくて、昔の面影を残していただきながら町のほうで通常に管理していただけるということであれば私は自分の土地を寄附したいというような申し入れがあったというのがそもそもの発端であります。

全部で、今回図面つけさせていただいておりますけれども、15筆ほど土地がございます、点在はしておるんですけれども、トータルの面積が約1万3,000平米ほどございます。これを金額相当、単価で相当を計算したわけですけれども、これについては前にもう少し北側のところで町が買った事例がございます。それはいろんな評価でこういうものをもとにして約5,000円弱、平米5,000円弱の金額で売買を取り交わした事例がございますので、その単価をもとに今回ご寄附いただいた面積を金銭換算すると6,200万円ほどの金額になるということでございます。

それから、今回の対象地についての税の関係でございますが、税はかかっておりません。もともとかかっておりません。

佐屋川そのものは先ほど言いましたように遊水機能を有するというので、町としても今のままの状態の水を確保しなきゃいけない、洪水といいますか雨が降ったときのため池がわりのような機能を有しておりますので、町としてはそういうところを今管理しておるわけです。

ところが、ご存じだと思いますけれども、佐屋川の中というのは河川内の私有地が非常に多うございまして、川全体を管理しておる町と実際の登記簿上の持ち主が違うものですからいろんな面でやりづらいついといふとちょっと語弊がありますけれども、持ち主とその管理する側が違うということもありますので、今回のように黒川さんの寄附をしていただければという形になりますと、土地も蟹江の名義になりますし、本来その遊水機能をこれから管理していく面においても町としての判断としては非常にやりやすくなるということがあると思います。

○委員 山田新太郎君

黒川さんの件ですけれども、これを知ったとき、僕非常にうれしかったんですね。非常にありがたいことだなと思いました。

まずは、余分な話ですけれども、中瀬台の家の下まで侵食してそれを食い止めようということで、現在半分ぐらい堤防というか埋めてあって、その家のところだけが埋まっていないんですね。なぜそこに工事をやれないかという、そこに地主さんが見えてきて、その地

主さんが触ってくれるなということ、結果的にはそこがぬけかけている家に対して蟹江町としてはやりようがないということがあるわけですね。だから、そういうことでこういう寄附があれば、まずそういうことも対処できるなど。

たまたま中瀬台がなかったからがっかりしたんですけれども、15番見ていただきたいんですけれども、番号の15番、これは非常に広くいただいているんですけれども、どの辺まで含まれるのちょっとはつきりしないんですけれども、ここもまさしく西之森側だから、こっちは東側ですね、15番の岸辺あたりだと思ってください。ここも昔川だったんですけれども、現在行ってもらうとわかりますが、約2メートルから1メートルぐらいの幅で土を盛られて、岸にですね、土を埋められて、そこに桜の木がずっと植わっております。その経緯を西之森の人に聞いたら、私も須成ですから、佐屋川というのは近鉄、国鉄に対して土を盛るために掘ってできた結果だと、だから地主さんは見えるよということを書いていて、西之森の人が、現在皆さんもし時間があれば行っていただきたいんですけれども、2メートルから1メートル幅ぐらいで川が埋められておるんですけれども、そこは西之森の人が皆さん地権者だったんですね。話をして、ここを埋めようと。埋めて何か利用しようという相談をされて、それで桜並木にしたらどうだということで、結果として今、桜が植えてありまして、直径30センチほどの桜並木、約50本か60本ぐらい植わっておるんですね。だから、それは西之森の人が自分たち地権者が所有権放棄をして公園化されたんですが、僕はそれをお話聞いたときに、これがずっと広がっていくといいなとずっと思っているんですよ。ずっと。

今回地図を見て一番うれしかったのは、12番、これソフトボールのグラウンドの横だと思うんですね。僕は、自分の勝手なる意見ですけれども、せっかくソフトボール場があるので、この周りを散歩道をつくったらどうだなとずっと、自分の土地のように考えておるものから、この12番の範囲がこれだけあれば何か将来いいことがあり得るなと思ったり、だからそういう意味でこの佐屋川の川岸というのはまさしく蟹江町にとっては、ひょっとしたらこれ全部そういうふうには2メートル幅ぐらいで寄附していただいたら本当に夢の散歩道ができるんですね。つくろうと思えばね。だから、そういう意味では、こういうことが進んでいくとありがたいなと、素直に物すごくうれしかったですよ。

ということで、佐屋川がなぜできて、どういうふうになっているか、当然この方見えませんが、やはり蟹江町は水の水郷の町と言っている以上は、こういうことが起きれば、例えば極端な話、今、排水能力があるものですから、12番だってこれ、1メートルか2メートルでいいから埋めたら物すごくいい散歩道ですよ、岸はですね。岸に沿って高低をつけたソフトボールグラウンドを囲んで一周できるような道をつくったらすごいですよ。

だから、そういう意味で、そういう夢が描けるものですから、これは非常にありがたいことをやってくれたなと思いました。これがぜひこれ大きく宣伝していただいて、そういう方が後、あと1人、2人でも出てくればありがたいなと神様に願っております。どうもありが

とうございました。

以上です。

○委員長 松本正美君

山田委員、要望でいいですか。

○委員 山田新太郎君

要望しかできないでしょう。

○委員長 松本正美君

そのほかありますか。

○副委員長 安藤洋一君

8番の蟹江さんの寄附された資料、歴史的資料なんですけれども、これは年代的にはいつごろのものでしょう。

○生涯学習課長 川合 保君

この中のものでは未調査のものもたくさんあるということでありまして、歴史というか時代といったものについては江戸時代のものだというふうに判断をしております。

以上です。

(「これ、昭和のものもあるだろう」の声あり)

○副委員長 安藤洋一君

というのは、前、名古屋市博物館でも見たことあるんですけども、昭和30年代の生活を再現した展示物だとか、その昔から順番にやっていくとか、そういうことのように活用して、将来的に分類して民俗資料館で展示するとか、そういうことは可能なようなものなんですか。それとも、言っちゃ悪いですけども、がらくたで扱いようがないとか、そういうことではないですか。結構将来的資料になりそうな出来ですか。

○生涯学習課長 川合 保君

今年度ですけども、2月に開催予定をしております、蟹江町に関する特別展というものを開催する予定をしております。その中でも公開していくつものものをいただいております。

○委員 山田新太郎君

僕も非常に歴史好きなんで、この蟹江さんという名字を見たときに、僕は余り本町のこと詳しくないものですから、この方が昔蟹江町で蟹江様と言われる人だといいなと思っておったんですね。そうしたら、先ほど高阪さんのを聞いていたら、いわゆる私どもが蟹江様と言う方の子孫の方だそうなので、となると、先ほどちょっと安藤さんも言われましたが、資料というのは当然蟹江町の学芸員の方がお見えですから、まず一つお聞きしたい。これは当然学芸員の方が全部見られますよね。チェックされますよね。それならありがたいですけども、その学芸員の方がチェックされた結果ですけども、何でも鑑定団で100万円ぐらいの

ものがあるとか——冗談ですけれども——そういうような結果が出ましたら、ぜひ教えていただきたいんですね。

私もそういうことに非常に興味があって、何も勉強しておるわけじゃないですけれども、だから、そういうような資料があり得るなと感じておりますので、金額は別ですけれども、そういう学芸員の方から見られて、これは珍しい資料だとか、何かあると思いますので、そういうようなものがあらわれることを期待しておるものですから、ぜひそういうようなものがあらわれたら町民に発表していただきたいなと。つまり蟹江の蟹江様という方なので、僕は全然知らないですけれども、そういうようなことがあらわれたら、ぜひ大々的に発表していただきたいなと思います。

以上です。

○委員 高阪康彦君

確認なんだけれども、ちょっと話しておって、じゃないかということで、蟹江様というのはたしか鈴木という名字みたいですね。

(「そこから命名変わっている」の声あり)

鈴木さんが蟹江に変わった。じゃ、間違いないね。

いいです。

○町長 横江淳一君

ちょっと補足させてもらいます。

今、山田委員からおっしゃいました、確かに蟹江町の宝でありますので、値段をつけがたいものも実はたくさんあります。それで、学芸員、これは実はこの蟹江浩嗣さんが息子さんでありますけれども、私も蟹江様の前に住んでおまして小さいころから蟹江様となれ親しんできた中で、かごがあったり、いろんな歴史的な江戸末期のいろんな書物だとか所蔵物がたくさんございました。これを整理をする——2年ぐらい前かな——学芸員と一緒になりました、ご寄附をいただくもの、それからお借りをいただくものと、きちっと文書にしまして整理をさせていただきました。次の日にお見えになるというときに実は急逝されて、息子さんから——この息子さんも私、面識あるわけではありますが——父親の気持ちを継いでいろいろなものを寄附したいということで、しっかりチェックをさせていただき、これは学芸員とも相談をしながら、もしもオープンにできるのであれば、当然早い時期に蟹江の皆さんともこれを出して、蟹江町の宝として皆さんにお見せをしたいなと思っています。

確かに蟹江様の末裔でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 山田新太郎君

また余分なことで申しわけないんですけれども、私、興味があるんですけれども、素直に地図を僕は頭に置いておるんですね、一つは。地図、先ほども安藤議員のときに言われた昭和の話、写真を中心に言ってみえると思うんですね。なぜかという、僕、武田神社行った

んですよ。武田神社の屏風があったんですね。これは武田信玄常に日ごろ自分の背中に背負ってじゃないけれども後ろにおいてあった屏風だという説明を受けて、よく見ると蟹江町の須成が書いてあるんですよ。びっくりした。だから、そういうことなんで、僕は素人ですから、地図だとかそういう絵とか、特に地図、古いときの地図があったら、古ければ古いほどそれを一遍蟹江町民に見せてあげてください。昔の蟹江こうだったというのがもしあったらですよ。希望です。お願いします。

○生涯学習課長 川合 保君

今言われました地図につきましては、昨年度特別展をやりまして2カ月間出しておりました。

(「これを機にそういうことをうたって、ぜひ、私も行きますのでお願いします」の声あり)

○委員長 松本正美君

質疑はそのほかありませんですね。

(なしの声あり)

では、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日に付託されました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いして、これで総務民生常任委員会を閉会します。

大変にありがとうございました。

(午前 9時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美